

株式会社ファルコホールディングス定款

令和 4年 6月 22日 変更
令和 3年 6月 22日 変更
平成 28年 6月 24日 変更
平成 26年 10月 1日 変更
平成 26年 6月 25日 変更
平成 23年 6月 23日 変更
平成 22年 3月 21日 変更
平成 21年 12月 17日 変更
平成 18年 12月 14日 変更
平成 17年 12月 15日 変更
平成 16年 12月 16日 変更
平成 15年 12月 16日 変更
平成 14年 12月 17日 変更
平成 13年 12月 13日 変更
平成 13年 10月 12日 変更
平成 10年 12月 17日 変更

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ファルコホールディングスと称し、英文では、FALCO HOLDINGS Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること並びに次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 臨床検査の受託業務
- (2) 食品の成分及び安全性の分析、検査の受託業務
- (3) 環境計量測定及び化学物質の分析、測定、解析等に関する受託業務
- (4) 環境分析調査の受託業務
- (5) 環境衛生のための害鳥獣虫、植物、微生物等の防除に関する事業
- (6) 医療薬品及び臨床検査薬に関する試験の受託業務
- (7) 遺伝子解析その他の理化学分析及び医療に関する検査の研究開発
- (8) 害虫駆除のための薬剤散布機等の製造、販売に関する業務
- (9) 医療品、医薬品、医薬部外品、化粧品、動物用医薬品、農業用薬品、試薬及び臨床検査薬、その他化学薬品または工業薬品の輸出入及び製造並びに販売に関する業務
- (10) 毒物、劇物等の化学薬品、工業薬品の販売及び受注販売並びに管理に関する業務
- (11) 臨床・食品衛生検査用培地の製造及び販売
- (12) 食品、食品添加物、飲料品、香料、飼料、飼料添加物の販売並びに輸出入
- (13) 日用雑貨、衛生用品、玩具及び衣料品の販売並びに輸出入
- (14) 酒類、たばこの販売
- (15) 医療用の機器、器具、用具等の製造、販売及び賃貸並びに管理に関する業務
- (16) 医療用の備品、消耗品の販売及び賃貸並びに管理に関する業務
- (17) 臨床検査用消耗品の洗浄の請負
- (18) 医薬品、医薬部外品、診断薬の研究開発及び研究開発の受託並びに開発技術の特許販売
- (19) 被検体(血液・髄液・尿、その他人体から採取するもの)の保管業務
- (20) 調剤薬局の経営
- (21) ドラッグストアの経営
- (22) コンビニエンスストアの経営
- (23) フランチャイズチェーンシステムによる調剤薬局、ドラッグストア、コンビニエンスストアの経営並びに加盟店の指導育成
- (24) 医療請求事務従事者の育成及び医療請求事務の受託

- (25) 薬局の経営に関するコンサルタント業
- (26) 介護用品、介護用具、福祉用具の販売及びリース
- (27) 訪問介護事業
- (28) 介護保険法による福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与及び特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売並びに居宅療養管理指導の居宅サービス業
- (29) 在宅看護に関するコンサルタント業
- (30) 各種情報処理システムに関するコンサルタント業、情報処理サービス並びにコンピュータのハードウェア及びソフトウェアの開発、設計、製作、販売、保守に関する業務の請負
- (31) 各種情報処理システムに係る機器、機材、部品の販売及び配線・配管工事の施工
- (32) 各種情報処理業務の運営管理業務の委託
- (33) 病院・介護施設等の新設、増設等に関するコンサルタント業
- (34) 経営管理に関する情報の提供及びコンサルタント業
- (35) 知的財産権の取得、維持、管理、使用許諾及び譲渡の業務
- (36) グループ会社の事業に関する金銭の貸付業務、資金調達業務、資金運用業務及びその代行業務
- (37) 損害保険代理店業
- (38) 生命保険の募集に関する業務
- (39) 労働者派遣事業
- (40) 職業安定法に基づく有料職業紹介業
- (41) 一般貨物自動車運送業
- (42) 医療産業廃棄物の収集、運搬業
- (43) 産業廃棄物の収集、運搬業
- (44) 不動産の賃貸、売買、管理及び仲介業
- (45) 人事、総務、経理、法務に関する事務の代行並びにそれらに関するコンサルタント業
- (46) 経理及び財務に関する業務の受託
- (47) 給与計算及び支払いに関する業務の受託
- (48) 固定資産及びリース資産の管理に関する業務の受託
- (49) 文書等の保管、管理に関する業務の受託
- (50) 宝くじの委託販売及び支払業務
- (51) 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を京都市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(招集地)

第13条 株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当会社に取り締役（監査等委員である取締役を除く。）11名以内、監査等委員である取

取締役5名以内を置く。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

(任期)

第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力)

第22条 補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の役付取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することが

できる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 35 条 株主総会の決議により、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己の株式の取得)

第 36 条 当社は、取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

附則

(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第34回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任の免除及び社外監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴い効力発生する変更前の定款第37条第1項及び同条第2項の定めるところによる。

(電子提供措置等新設の効力発生日及び同新設に伴う経過措置等)

第 2 条 変更前定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第 16 条（電子提供措置等）の新設は、令和 4 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、令和 5 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

3. 本条の規定は、令和4年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。